



みどり おうちがた
水土里ネット邑知潟

食と環境を守る

広 報

第 12 号

H30.6.1 発行

みどり おうちがた 水土里ネット邑知潟



落水した神子原ダム（平成 30 年 3 月ドローンで撮影）

神子原ダム

飯山川上流に神子原ダムがあります。堤の長さ 70m、高さ 23.7m、貯水量は約 31 万ト、かんがい面積は 543ha であったが、現在は受益地内の圃場整備事業が進みダムの利用が減り、現在（写真参照）はダム内に土砂が堆積して貯水量が大幅に減少しています。

ダム工事が手掛けられたのは、昭和 9 年で同 17 年に完成しました。古来より、飯山川用水にたよる村々の水争いが絶えなかったため、地区住民が一致団結して築堤に取り組み工事は完成しました。

ダムを利用する町会は、白石、宇土野、中川、飯山、尾長（尾長出含む）、志々見、堀替新、菱分、千代町、垣内田、四町、上江、千田、円井、深江、吉崎の 16 町会です。

広報：水土里ネット邑知潟 第 12 号

発行所 邑知潟土地改良区
〒925-0026 石川県羽咋市石野町へ 27-2
TEL (0767) 22-2020 FAX (0767) 22-9040
<http://www.outigata.or.jp>
E-mail: midori-net@outigata.or.jp

第25回 邑知潟土地改良区通常総代会

3月10日にコスモアイル羽咋において、山辺羽咋市長、稲村、本吉両県議会議員、前川中能登農林総合事務所長をはじめ関係町会長・干拓長、管理区委員長など多数のご臨席を得て、8議案が上程され原案どおり可決成立しました。



◆通常総代会で可決成立した議案は次のとおりです。

第1号議案	平成30年度土地改良施設維持管理適正化事業計画の議決について
第2号議案	// 一般会計収支予算の議決について
第3号議案	// 特別会計収支予算の議決について
第4号議案	// 特別会計管理委託施設収支予算の議決について
第5号議案	// 賦課金の賦課徴収方法及びその時期の議決について
第6号議案	// 一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
第7号議案	// 金銭預入先金融機関の議決について
第8号議案	// 役員の報酬について

理 事 長 挨 拶

日頃より邑知潟土地改良区の事業推進、運営、用水管理等に組合員並びに関係各位のご理解、ご協力を頂き心より厚くお礼申し上げます。

農業情勢が厳しさを増す中、農業の発展基盤の整備、意欲ある担い手の育成確保や、経営の法人化、担い手への農地の集約化を加速させていくことも重要な課題です。農業経営合理化の為に、農地中間管理機構の取組について農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化、基盤整備との連携を図る必要があると考えています。

近年は耕作者の経営規模の拡大に伴う農作業の長期化、作付品種の多様化等により耕作者の水需要の変化が生じ、組合員の水需要の多様化に対応できるように土地改良施設の適切な維持管理、長寿命化による農家負担の軽減を図る必要があります。

一方農業用水の多面的機能により地域環境の保全、農業・農村がもたらす様々な機能の発揮等、次の世代に引き継がねばなりません。

このような状況を踏まえ、組合員並びに関係各位のご期待に添えるよう役職員一同職務に邁進する所存です。今後共尚一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶と致します。



平成30年度 邑知潟水土里ネットワーク

邑知潟土地改良区通常総代会に引き続き、同会場において多面的機能支払交付金制度の活動組織である邑知潟水土里ネットワークの総代会が行なわれた。



◆通常総代会で可決成立した議案は次のとおりです。

第1号議案 平成30年度邑知潟水土里ネットワーク収支予算の議決について

第2号議案 平成30年度活動計画の議決について

第3号議案 一時借入金及びその方法の議決について

◆今までの活動内容

H29年4月より3期目となり関係58町会および8団体と協定を結びました。

邑知潟水土里ネットワーク参加町会	
1 大田町	21 大田町
2 大田町	22 大田町
3 大田町	23 大田町
4 大田町	24 大田町
5 大田町	25 大田町
6 大田町	26 大田町
7 大田町	27 大田町
8 大田町	28 大田町
9 大田町	29 大田町
10 大田町	30 大田町
11 大田町	31 大田町
12 大田町	32 大田町
13 大田町	33 大田町
14 大田町	34 大田町
15 大田町	35 大田町
16 大田町	36 大田町
17 大田町	37 大田町
18 大田町	38 大田町
19 大田町	39 大田町
20 大田町	40 大田町
21 大田町	41 大田町
22 大田町	42 大田町
23 大田町	43 大田町
24 大田町	44 大田町
25 大田町	45 大田町
26 大田町	46 大田町
27 大田町	47 大田町
28 大田町	48 大田町
29 大田町	49 大田町
30 大田町	50 大田町
31 大田町	51 大田町
32 大田町	52 大田町
33 大田町	53 大田町
34 大田町	54 大田町
35 大田町	55 大田町
36 大田町	56 大田町
37 大田町	57 大田町
38 大田町	58 大田町

農地維持支払（集合写真・草刈り状況・農道補修状況写真）



資源向上支払（イノシシ電気柵の設置・園児の田植え・花の植栽）



平成30年度 予算報告書

●一般会計収支予算

収入の部（166,386 千円）

収入の部		(単位：円)
款	項	予算額
1	経常賦課金	22,380,000
2	特別賦課金	20,855,000
3	子浦川防災溜池管理区	10,588,000
4	羽咋町管理区	2,432,000
5	一ノ宮管理区	251,000
6	千石管理区	667,000
7	余喜管理区	504,000
8	釜屋管理区	2,722,000
9	柳田管理区	8,072,000
10	千路管理区	4,194,000
11	鹿島路管理区	8,681,000
12	財 産 収 入	27,000
13	使用料及び手数料	141,000
14	補助金及び助成金	21,071,000
15	交 付 金	14,850,000
16	受 託 費	26,860,000
17	雑 収 入	480,000
18	繰 入 金	689,000
19	換地清算金	10,922,000
20	繰 越 金	10,000,000
収 入 合 計		166,386,000

支出の部（166,386 千円）

支出の部		(単位：円)
款	項	予算額
1	事 務 費	19,742,000
2	維持管理費	5,596,000
3	子浦川防災溜池管理区	10,588,000
4	羽咋町管理区	2,432,000
5	一ノ宮管理区	251,000
6	千石管理区	667,000
7	余喜管理区	504,000
8	釜屋管理区	2,722,000
9	柳田管理区	8,072,000
10	千路管理区	4,194,000
11	鹿島路管理区	8,681,000
12	維持管理適正化事業費	16,995,000
13	農地耕作条件改善事業	3,135,000
14	委託調査費	400,000
15	財 産 費	2,465,000
16	償 還 金	50,000
17	負担金及び拠出金	27,833,000
18	交 付 金	9,505,000
19	諸 費	3,682,000
20	国営造成施設県管理費 操作委託費	25,360,000
21	換地清算金	10,922,000
22	県 単 事 業	2,090,000
23	予 備 費	500,000
支 出 合 計		166,386,000

●賦課基準（邑知潟周辺受益地）

水門負担	500 円／10a	特別会計区域経常賦課金	1,500 円／10a
干拓地経常賦課金	1,500 円／10a	一般会計区域経常賦課金	1,200 円／10a
排水機場県管理費負担	1,960～2,270 円／10a	越路野干拓地経常賦課金	1,000 円／10a
干拓地管理費	620～720 円／10a	管理区経常賦課金	250 円／10a

平成29年度 事業報告

● 土地改良施設維持管理適正化事業

(補助率 国：30% 県：30% 羽咋市：10% 宝達志水町：20%)

◆ 柳田用水機場補修工事 (4,000 千円)



(着 工 前)



(工 事 中)



(完 成 写 真)

● 県単土地改良事業 (補助率 県：40% 市：40%)

◆ 酒井・四柳用水ポンプ補修工事 (2,900 千円)



(着 工 前)



(工 事 中)



(完 成 写 真)

◆ 千田用水機場送水管補修工事 (2,000 千円)



(着 工 前)



(工 事 中)



(完 成 写 真)

平成30年度 国営造成施設県管理費補助事業

●事業の内容

国営土地改良事業によって造成され、石川県が管理を行っている大規模で公共・公益性の高い羽咋川潮止水門他8排水機場の維持管理について助成を行います。

●採択基準

排水機場、防潮水門、ダム、頭首工を対象として、以下に掲げる一定要件に該当する施設が対象となります。

- (1) 関係受益面積：3,000ha
- (2) 浸湛水被害の防止機能：その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積の20%以上
- (3) 当地区は、羽咋川潮止水門（防潮水門）が採択されています

●採択基準

補助率 国・1/3 石川県・1/3
地元1/3（内、羽咋市は1/3×37.5%を助成）

●事業費

72,300,000円



羽咋川潮止水門

＊ ＊ お願い・お知らせ ＊ ＊

必ず届け出下さい（自己申告）

●次に該当する組合員は変更届け出が必要です

- ・組合員の死亡により、農地を相続した場合
- ・住所や組合員名を変更する場合
- ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
- ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合

●農地の転用にも転用申請・決済金が必要です

「土地改良法第42条2項」

- ・農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地台帳から賦課面積が削除出来ないで、毎年賦課金がかかります。
- ・公共事業（道路・河川・建物など）用地として転用された農地についても、転用決済金の納付が必要です。

ゴミの投棄防止

邑知潟周辺の景観を守るため、堤防や、幹線水路へゴミ及び草など不法投棄しないようにご協力お願いします。

水路で転落事故防止

4月から邑知潟・飯山川・子浦川ダム及び幹線水路への通水が始まりました。各地区町会長、干拓長は、注意をお願いします。